

意見書案第 3 号

「働き方改革」一括法案の撤廃を求める意見書（案）

地方自治法第 9 9 条の規定により、関係行政庁に対し『「働き方改革」一括法案の撤廃を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

平成 3 0 年 6 月 2 8 日

京田辺市議会

議長 奥西 伊佐男 様

提出者	京田辺市議会議員	岡本 亮一
〃	〃	河本 隆志
〃	〃	青木 綱次郎
〃	〃	米澤 修司

「働き方改革」一括法案の撤廃を求める意見書（案）

4月6日、政府は労働関係8本の改正を束ねた「働き方改革」一括法案を国会に提出した。この法律案要綱に盛り込まれた高度プロフェッショナル制度は、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外としてしまう制度であり、日本の労働法制を根幹から覆すものと言わざるを得ない。

また、時間外労働の上限規制についても、一時的に業務が増加する場合は、2カ月ないし6カ月平均で月80時間以内、月100時間未満を上限とすると定めており、過労死ラインを超える時間外労働を法的に容認するものである。

さらに、長時間・過密労働の温床となっている裁量労働制の適用を一部の営業職にまで拡大することで、営業職に広がっている違法状態を合法化しようとしている。

5月31日、衆議院本会議で「働き方改革」一括法案の審議が行われ、傍聴席で過労死遺族らが遺影を抱いて見つめる中、自民党・公明党・維新の会などの強行採決で可決された。

いま切実に求められている働き方改革は、時間外労働の上限規制に例外を設けず、週15時間以内、月45時間以内、年360時間以内とする厚生労働大臣告示を法定化することや、終業時間から次の始業時間までの間に連続11時間の休息時間を設けること（勤務間インターバル制度）、裁量労働制等の規制を強化することである。

よって、国に対し、「働き方改革」一括法案を撤廃するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、働き方改革担当大臣

意見書案第 4 号

賭博の合法化に道を開くカジノ実施法案の廃案を求める意見書（案）

地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁に対し『賭博の合法化に道を開くカジノ実施法案の廃案を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 6 月 28 日

京田辺市議会

議長 奥西 伊佐男 様

提出者	京田辺市議会議員	河本 隆志
〃	〃	青木 綱次郎
〃	〃	米澤 修司
〃	〃	増富 理津子

賭博の合法化に道を開くカジノ実施法案の廃案を求める意見書（案）

政府は平成30年4月、カジノ実施法案（特定複合観光施設区域整備法案）を国会に提出した。

政府は、カジノを含む統合型リゾート（IR）施設を観光振興策としているが、そもそもカジノは賭博であり、賭博は歴史的に多くの重大犯罪を誘発し、多数の人々の不幸を招いてきたことで、刑法で厳しく禁止された犯罪である。

政府は同法案について平成28年12月に成立したカジノ解禁推進法を受けて提出したとしているが、カジノ解禁推進法自体が国民の強い反対の声を押しきって強行されたものであり、今回のカジノ実施法案についても、国民の6割から7割が反対しているとする世論調査も報道されている。

カジノ実施法案は、刑法との整合性をはかるとされているが法務省が示した「目的の公益性」「運営主体を官又はそれに準じる団体に限定」など8要件に照らして違法性が阻却できるのかについて、政府は明確な説明が出来ないでいる。

他にもカジノ事業者によるカジノ利用者への金銭貸付を認めるなど、客をギャンブル依存症や多重債務に導く深刻な危険性があり、具体的なカジノ規制もその多くが法に規定されず、これから制定するとされる政省令に丸投げしている。さらに当初は想定されていたカジノ面積の上限規制の絶対値を外し大規模カジノへの道も開くなど、数多くの問題点がある。

このようなカジノ実施法案を衆議院ではわずか18時間の審議で強行採決したことも重大である。

また政府はギャンブル依存症への対策を講じるとしているが、そもそも深刻な被害を国民にもたらすことが明白な施設を推進する事は、断じて許されない。

よって国におかれては、すみやかにカジノ実施法案を廃案とされるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、IR担当大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣